

山口県棚田地域振興計画

山 口 県

目 次

第 1	目的	1
第 2	棚田地域の振興の目標	1
第 3	棚田地域の振興に関し、総合的かつ計画的に講ずべき施策	1
第 4	指定棚田地域の指定申請に関する基本的考え方	3

山口県棚田地域振興計画

第1 目的

中山間地域に広く分布する棚田は、食料の供給とともに、水源のかん養や洪水の防止、美しい農村景観の形成や多様な生態系の保全など多面的な機能を有しているが、人口減少や集落機能の低下などによって、棚田の荒廃が進みつつあり、その喪失が懸念されている。

こうした中、国は、棚田を保全し、棚田地域の持続的発展と国民生活の安定向上に寄与することを目的に、「棚田地域振興法」を制定（令和元年6月）するとともに、「棚田地域の振興に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）」を閣議決定（令和元年8月）したところである。

こうした状況を踏まえ、本県の棚田を保全し、棚田地域の振興を積極的に推進することを目的に、棚田地域振興法第6条の規定に基づく、「山口県棚田地域振興計画」を作成する。

第2 棚田地域の振興の目標

国の基本方針等を踏まえ、本県の棚田振興に向けた基本目標を次のとおりとする。

【基本目標】

- 1 棚田等の保全
- 2 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮
- 3 棚田を核とした地域振興

第3 棚田地域の振興に関し、総合的かつ計画的に講ずべき施策

「基本目標」の下に、「施策の柱」を設定するとともに、庁内関係課で構成する「山口県棚田地域振興連絡会議」で連携し、棚田地域の振興に向け、講ずべき内容を定め、施策に取り組む。

1 施策の柱

(1) 棚田等の保全

① 耕作放棄地の抑制

地域ぐるみでの保全活動やボランティアの活用等を通じて、棚田の荒廃の抑制を図る。

② 担い手の確保

後継者の育成や新規就農、UIJ ターン、地域おこし協力隊の活用等を通じて、棚田を守る多様な担い手の確保を図る。

③ 生産性の向上

生産基盤の整備やスマート農業の導入等を通じて、農作業に要する労力の

軽減を図る。

(2) 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

① 農産物の供給の促進

棚田米等のブランド化や販売促進等を通じて、棚田を活用した農産物の生産振興を図る。

② 国土保全や地域社会の維持・活性化

地すべり防止等の国土保全や地域の集落維持など地域社会の維持・活性化を通じて、棚田の保全を図る。

③ 自然環境の保全・活用

鳥獣被害対策等による農作物被害の軽減や耕作放棄地を活用した水田放牧、環境保全型農業の導入等を通じて美しい自然環境の保全を図る。

また、棚田を活用した農作業体験等やエコツーリズム推進等に係る取組を通じ、次代を担う子どもたちの自然環境への理解促進を図る。

④ 良好な景観の形成

景観に配慮した水路や法面の整備や景観作物の植栽等を通じて、良好な景観の確保を図る。

⑤ 伝統文化の継承

地域で従来から行われている祭りなどの伝統文化の継承を図る。

(3) 棚田を核とした地域振興

① 関係人口の創出・拡大

棚田オーナー制度や都市農村交流イベント等を通じて、関係人口の創出・拡大を図る。

② 観光資源としての棚田の活用

直売所や農家レストラン、トイレ、駐車場、休憩所の整備等を通じて、観光客の受入体制を整備し、観光客の増加や地域農産物の販売額の増加を図る。

③ 棚田米等を活用した6次産業化の推進

棚田米等を原料とした加工品の製造、販売促進等を通じて、棚田を守る農業者等の所得向上を図る。

2 推進体制

(1) 山口県棚田地域振興連絡会議の設置

棚田地域の振興に関連する施策を総合的かつ計画的に推進するため、庁内関係課で構成する「山口県棚田地域振興連絡会議」を設置し、棚田地域の振興に関して密に情報共有、連絡調整を行うなど、関係部局間で十分な連携を

図ることとする。

(2) 棚田地域の振興に関するワンストップ化

指定棚田地域の申請や指定棚田地域振興活動計画の認定申請協議など、本県における棚田地域の振興に関する窓口は、農林水産部農村整備課が担うこととし、一元的に相談・協議ができる体制を構築する。

3 棚田地域に関する情報の発信

棚田地域における先進的・モデル的な取組事例については、国や市町とも連携を図りながら、幅広く情報発信を行うことで、本県の棚田地域への横展開を図る。

また、本県の棚田地域の情報をホームページ等で発信することによって、交流人口・関係人口の増加を促す。

第4 指定棚田地域の指定申請に関する基本的考え方

県による指定棚田地域の指定申請にあたっては、国の基本方針に定められた以下の指定基準に従うとともに、関係市町等からの提案に基づいて行う。

1 棚田等の保全を図るため、当該棚田地域の振興のための措置を講ずることが適当であると認められること。

(1) 棚田地域の振興を図る必要性が高い。

人口の減少、高齢化の進展等の社会・経済情勢の変化により、棚田が荒廃の危機に直面していると認められること。

(2) 棚田等の多面にわたる機能の維持及び促進が期待できる。

農産物の供給、国土の保全、水源の涵養、生物多様性の確保その他の自然環境の保全、良好な景観の形成、伝統文化の継承等多面にわたる機能に優れた棚田があり、その保全及び多面にわたる機能の発揮の促進が図られること。

2 当該棚田地域に係る棚田地域活動が円滑かつ確実に実施されると見込まれる棚田地域であること。

棚田地域の振興及び棚田等の保全を推進する既存の組織が存在する、又は、そのような組織が構築される見込みが高いこと。